

令和4年12月26日

担当課：環境部自然環境課
直通電話：092-643-3367
内線：3472
担当者：野生生物係 林・吉瀬

糸島市の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認に伴う 野鳥監視重点区域の指定について

福岡県糸島市の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、環境省により発生農場の周辺半径 10 km圏内が野鳥監視重点区域に指定され、野鳥の監視を強化することとしましたのでお知らせします。

○ 今後の対応

- (1) 12月26日に発生養鶏場の周囲半径 10 km圏内が環境省により野鳥監視重点区域に指定され、野鳥の監視を強化します。
- (2) 鳥獣保護関係団体、市町村等に通知するとともに、県ホームページ等により鳥インフルエンザの情報や野鳥に接する際の注意点について、広く県民に周知します。

福岡県では、下記のホームページにて、野鳥における鳥インフルエンザの発生状況や野鳥に接する際の注意点などの情報提供を行っています。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shizentorifuru.html>



【野鳥に接する際の注意点】

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察などの通常の接し方では、人に感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

- 野鳥は、体内や羽毛などに細菌や寄生虫などの病原体を持っていることがあるため、素手で触らないでください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていたら、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。